

■ ビジョンに掲げた平成31年度の目標

障害者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、相談・就労・住まいなど地域生活支援を充実

■ これまでの取組

障害者一人ひとりにライフステージに応じたサービスが提供され、誰もが地域で住み続けられることが重要です。障害者地域生活支援センターの機能充実や計画相談支援事業所の増設、地域精神保健相談員の新規配置により、相談支援体制を強化しました。家族の介護負担を軽減するため、重症心身障害児(者)への家族支援事業(レスパイト)を開始しました。グループホームの整備を進め、住まいの確保に努めるとともに、関係機関と連携して就労支援の強化に取り組んでいます。

■ 平成30年度 - 平成31年度の取組

1 障害者の生活状況に応じたケアマネジメント体制を強化

(1) 相談支援機能の強化

- ① 区内4か所の障害者地域生活支援センターの機能を強化し、民間「計画相談支援」事業所のスキルアップに向けて、指導・助言を行うとともに、専門性を必要とする困難事例への相談体制を充実します。
- ② 障害福祉サービスを利用する障害者に、生活状況に応じた適切なサービス等利用計画を作成できるよう、民間「計画相談支援」事業所を4か所増やし、30か所とします。

(2) 地域精神保健相談員の増員

地域精神保健相談員を2名増員し、未治療・治療中断の精神障害者への訪問支援(アウトリーチ事業)や長期入院者の退院後の支援を強化します。

No. 6-1		年度別の取組計画			
31年度目標	26年度末の現況 (ビジョン策定時点)	29年度末の現況 (前期計画終了時)	30年度	31年度	計
①相談支援機能の強化	実施	強化	強化	強化	強化
(1) ②民間「計画相談支援事業所」総数 計30事業所	計18事業所	計26事業所	2事業所増	2事業所増	4事業所増
(2) 地域精神保健相談員の配置 計4名	—	2名配置	2名増員	—	2名増員
事業費(百万円)			41	41	82

事業実施課： 福祉部 障害者施策推進課
健康部 保健相談所

2 地域で暮らし続けられる住まいの確保(障害者グループホームの整備促進)

- (1)公有地等を活用し、重度障害者に対応した障害者グループホームを整備します。
 (2)民間事業者に対し、改修工事や消防設備の設置、開設準備に関する経費を補助し、中軽度障害者に対応したグループホームを2か年で60室整備します。

No. 6-2		年度別の取組計画			
31年度目標	26年度末の現況 (ビジョン策定時点)	29年度末の現況 (前期計画終了時)	30年度	31年度	計
(1) 重度障害者グループホーム整備 (計27室程度)					
・都用地(北町2丁目)での開設 (10室程度) ^{※1}	—	用地選定 整備事業者募集	整備事業者選定 建築工事	開設 (10室程度)	開設 (10室程度)
☆ 石神井町福祉園用地による整備 事業内容、敷地計画の検討 ^{※2}	—	検討	検討	検討	検討
・民間事業者による整備(計17室程度)	—	計10室	7室程度	—	7室程度
(2) 中軽度障害者グループホーム整備 (計492室)	計343室	計432室	30室	30室	60室
事業費(百万円)			44	103	147

※1・・・事業No.6-3「地域生活支援拠点の整備」の※1と同じ取組です。

※2・・・事業No.6-3「地域生活支援拠点の整備」の※2と同じ取組です。

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

3 地域生活支援拠点の整備 ★

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点を整備します。

(1)相談、緊急時の受入れなどの居住支援機能を、障害者地域生活支援センターと障害者グループホームが連携して担う、「面的整備型」の地域生活支援拠点の充実を図ります。

(2)相談、緊急時の受入れなどの居住支援機能を、重度障害者グループホームと一体で担う、「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点を整備します。

No. 6-3		年度別の取組計画			
31年度目標	26年度末の現況 (ビジョン策定時点)	29年度末の現況 (前期計画終了時)	30年度	31年度	計
(1) 障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」	—	整備	検証	充実	充実
(2) 重度障害者グループホームと一体となった「多機能拠点整備型」					
・都用地(北町2丁目)での開設 ※1	—	用地選定 整備事業者募集	整備事業者選定 建築工事	開設	開設
☆ 石神井町福祉園用地による整備事業内容、敷地計画の検討 ※2	—	検討	検討	検討	検討
事業費(百万円)			14	13	27

※1… 事業No.6-2「地域で暮らし続けられる住まいの確保(障害者グループホームの整備促進)」の※1と同じ取組です。事業費は事業No.6-2に計上しています。

※2… 事業No.6-2「地域で暮らし続けられる住まいの確保(障害者グループホームの整備促進)」の※2と同じ取組です。事業費は事業No.6-2に計上しています。

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

4 障害者の就労を推進

- (1) 障害者就労の関係機関等と連携し、職場体験や実習を通して就労へ結びつけます。
- (2) 平成30年度に練馬区社会福祉協議会と練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク)が統合されます。就労と生活の相談窓口が一本化される利点を活かして、障害者就労支援を強化していきます。
- (3) 就労の継続が難しい障害者の生活面の課題(生活リズムや体調の管理等)に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援事業(障害者総合支援法の改正に伴い平成30年4月に創設)を実施します。
- (4) 共同受注窓口(区内の作業所等が請負業務を共同で受注する体制)を引き続き実施し、受注を増やすことで、作業所等の工賃を向上させ、就労意欲を喚起します。

No. 6-4		年度別の取組計画			
31年度目標	26年度末の現況 (ビジョン策定時点)	29年度末の現況 (前期計画終了時)	30年度	31年度	計
(1) 福祉施設等から一般就労した障害者数 (年間200人)	年間100人	年間160人	年間180人	年間200人	年間200人
(2) 就労支援体制の強化	就労支援の実施	強化	統合・強化	—	統合・強化
☆(3) 就労定着支援事業の実施	—	調査・検討	実施 (1か所)	—	実施 (1か所)
(4) 共同受注窓口の実施	—	共同受注窓口の実施	実施	実施	実施
事業費(百万円)			23	23	46

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

5 医療的ケアを必要とする子どもへの支援

(1) 医療的ケアが必要な子どもに対応した児童発達支援事業所の開設 【再掲】^{※1} ★

心身障害者福祉センターの一部スペースを活用し、重症心身障害児など医療的ケアが必要な障害児の発達支援と保護者の就労支援のための児童発達支援事業所を開設します。

(2) 保育園、学校・学童クラブでの医療的ケアを必要とする児童の受入れ体制の充実【再掲】^{※2} ★

「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、喀痰吸引・経管栄養・導尿の医療的ケアを必要とし、かつ保育園または学校・学童クラブにおいて当該ケアを安全に実施できる児童を対象に、医療的ケアを実施します。

(3) 練馬区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業の実施

訪問看護事業所の看護師等が、医療的ケアを要する重症心身障害児(者)等の自宅に出向き、家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替し、家族の介護負担を軽減する事業を引き続き実施します。

No. 6-5		年度別の取組計画			
31年度目標	26年度末の現況 (ビジョン策定時点)	29年度末の現況 (前期計画終了時)	30年度	31年度	計
(1) 医療的ケアが必要な子どもに対応した児童発達支援事業所の開設 【再掲】 ^{※1}					
児童発達支援事業所の開設	—	事業者の決定	開設	—	開設
(2) 保育園、学校・学童クラブでの医療的ケアを必要とする児童の受入れ体制の充実 【再掲】 ^{※2}					
①区立保育園 医療的ケアを必要とする児童の受入れ	—	試行実施	本格実施	実施	実施
②学校・学童クラブ 医療的ケアを必要とする児童の受入れ	—	受入実施 (看護師を非常勤職員化)	実施	実施	実施
(3) 練馬区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業の実施					
安定的な事業運営	—	実施	実施	実施	実施
事業費(百万円)			11	11	22

※1・・・計画4 事業No.4-18の再掲。事業費は事業No.4-18に計上しています。

※2・・・計画4 事業No.4-19の再掲。事業費は事業No.4-19に計上しています。

事業実施課： 福祉部 障害者サービス調整担当課、障害者施策推進課
教育振興部 学務課
こども家庭部 保育課、子育て支援課

関連する事業

1 高野台運動場用地における福祉園の誘致 ★

高野台運動場用地を活用し、民設・民営の方式により福祉園を整備します。整備する施設は、現在の石神井町福祉園(定員30人)以上の定員を目指します。

なお、現在の石神井町福祉園は、利用者の通所先を確保した上で廃止します。跡地には重度障害者グループホームを誘致し、緊急一時保護、ショートステイや相談支援などを総合的に支援できる地域生活支援拠点として整備します。(※1)

No. 6-6		年度別の取組計画			
31年度目標	26年度末の現況 (ビジョン策定時点)	29年度末の現況 (前期計画終了時)	30年度	31年度	計
実施設計(完了)	—	事業者選定	基本設計 ^{※2} 実施設計 ^{※2}	実施設計 ^{※2}	実施設計(完了) ^{※2}
事業費(百万円)			0	21	21

※1・・・事業No.6-3「地域生活支援拠点の整備」を参照。

※2・・・設計は事業者が実施します。

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課